

相模原市公告

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出

大規模小売店舗立地法附則第5条第1項の規定により大規模小売店舗の設置者から変更に関する届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、届出及び添付書類は令和3年12月27日まで縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の設置者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和3年12月27日までに、市長に対し、意見書を提出することができる。

令和3年8月27日

相模原市長 本村 賢太郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 **gooday place**

所在地 中央区中央1丁目208-2・-1

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

氏名（名称） 神奈川中央交通株式会社

代表者氏名 取締役社長 堀 康紀

住 所 神奈川県平塚市八重咲町6-18

3 変更しようとする事項

(1) 店舗面積の合計

(変更前) 店舗面積（4階部分） 2,126 m² 店舗合計面積 計9,090 m²

(変更後) 店舗面積（4階部分） 1,305 m² 店舗合計面積 計8,269 m²

4 変更年月日

令和3年7月4日

5 届出年月日

令和3年7月2日

6 縦覧場所

中央区中央2丁目11番15号

相模原市役所環境経済局経済部産業・雇用対策課